

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	

【改正の概要】

県立新居浜病院の診療科目に産婦人科を加える。

(経営の基本)

第3条 省略

2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 病院事業

名称	位置	診療科目	病床数
省略			
愛媛県立 新居浜病院	新居浜市	内科、外科、呼吸器科、小児科、皮膚科、泌尿器科、 <u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、放射線科、整形外科、麻酔科、消化器科、循環器科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科	350

(追加)

施行日 平成20年4月1日

【その他参考事項】

県立新居浜病院を、東予地域の基幹病院として拡充強化する。